

尾能相濟、雨降出帰陣いたし候」

○五月十一日の調練では、阿久根衆は物主から下士にいたるまですべて甲冑をつけての参加であった。この調練には小松帯刀も参加している。<sup>29)</sup>

この頃の在京の西郷から国元の大久保へ宛てた書状では、「(前略)

御当地之形勢日二月ニ衰へ立候次第ニ御座候、堂上方ニおいて例之驚怖れ之御病症相置暴客之畏れ甚敷、(中略)陽明殿ニおいてハ御父子様共、守衛人数之内より御番相勤候と之御事ニて、両御殿江毎晩御人数

〔武野本藩士一長夜交代  
二十人ヲ宿直セリ〕

被差遣候事ニ御座候、尹宮〔尹宮へハ会津又ハ本藩士  
八人宛留置ス〕とあり、堂上

たちが長州を含む「暴客」の浪士からの襲撃を畏れる近衛父子の求めにより、薩摩は毎晩藩士を守衛に差し向けているとあり、尹宮(朝彦親王・中川宮)には会津藩と合同で守衛を差し向けている。また五月の京都の情勢報告には長州藩士が京都に潜伏しているという噂があったことが分かる。<sup>30)</sup> 国元では五月十九日に長州征討軍隊操練が行われている。<sup>31)</sup>

「五月十九日〓今日九ツ時揃候而於岡崎御屋敷 近衛様御父子、山科宮様□〔調カ〕鍊御覽被為有候処、山科宮より□□被成下置、御三卿様御目見被仰付候由ニ而首尾能相濟候由、下拙ニ者先達より不快ニ付調練江者出勤不致、谷山氏下拙ニ者西御門番として出勤いたし候事」

○野元は体調不良で参加していないが、この日岡崎藩邸において、近衛父子、山階宮見親王の天覧のもと、調練が行われた。

「五月廿日〓今日五ツ時分土師殿与江致交代罷帰候事、今日者、昨日調練ニ付 近衛様より御酒被成下御軍役座末之間ニ迄頂戴被致候事」

「五月廿三日〓今日九ツ時分 中將様御下国御着府之御飛脚として川添

定之助着京有之、宿許より之書状相届候、尤も三月廿六日仕出之書状父

上并弟清庵、窪田氏より四月七日仕出之書状、刻煙草沓包ミ相届候事」

「五月廿四日〓今日乾御門御番として植村氏、肝付氏、長氏、拙者同道ニ而五ツ時分御番所之様差越相勤候事」

「五月廿七日〓今日者朝五ツ時柄ニ而岡崎於射切ニ綾、穆佐壹組、我々壹組都合式組ニ而鉄砲的打有之候所、此方組五ツ勝候由、下拙共ニ者谷山氏兩人西御門上番相勤候故不差越候事」

○岡崎藩邸で射切(射撃訓練)があり、綾・穆佐から一組、串木野から一組が参加し、串木野衆が勝利したとの知らせであった。野元は西御門警衛のため参加していない。

「五月廿九日〓金子一両歩、右当月中御賦として致頂戴候事」

○この頃、前年の八月十八日の政変により京都を追われた長州藩兵が上京を図っているという情報が入っている。出水郷の横目で旅人取締横目の土岐新兵衛は藩庁裁許掛宛に出水で得た情報として長州藩は諸浪人を召し抱え暴挙に出るといことが世情の噂となっていると知らせている。<sup>32)</sup> また、元治元年五月二十九日在京の家老小松帯刀から国元の家老喜入撰津宛の書状に長州の浮浪の士が伏見・京都に潜行しており、近日の世評には三条実美らを擁し、毛利元徳が大兵を率いて上京するとの噂があるとしている。また薩摩としては久光下国の際に仰せ渡されたよう御所警衛のみに専念するとある。<sup>33)</sup>

「六月朔日〓今日より宮之城御方御花□〔畠カ〕御番として此壹与差分り候、下拙ニ□〔者カ〕肝付仲之丞殿、植村氏、吉武彦十郎殿、□□□

七ツ時分差越、金丸氏、谷山氏、轟木、奥田氏交代いたし相勤候事」

○初めて御花畠の警衛の記述が出てくる。御花畠は近衛家の別邸である。この頃は宮之城領主の島津久治の宿所であった。

「六月五日〓今晚八ツ時分御軍役方より物主町田殿江只今御用有之候ニ付、決而異変到来いたし候半と狼用意等申付置候処、町田殿より壹兩人御用有之、入来氏、児玉氏被差越候処、今晚長州浪人百五拾人程当都江差越、壬浪人三人殺害いたし候由ニ而右壬浪人より会津堅江注進いたし頼候て何坎騒動ケ間敷段相聞得候間、皆々用意いたし居候様承□いたし候ニ付直ニ駈出道々用意ニ而相待候処、程なく夜明夫形ニ而相済候事

○藩の軍役方から物主の町田孫一郎へ京都で事件があったということ、入来と児玉が出向き、今夜長州藩士が百五〇人ほど京都に入り、壬浪人（新選組）の三人を殺害し、会津藩へ知らせがあったとのこと。何か騒動があるのではないかとのことで、準備を整えていたが、夜明けになった。これは池田屋事件の記述である。

「六月十一日〓今日者五ツ時分より御本番御番として長氏、轟木氏、拙者差越相勤候事」

「六月十七日〓今日者御花畠御番前ニ付植村氏、拙者、入来氏差越相勤候事」

「六月廿日〓今日奥田万五郎殿母上病氣ニ付看病御暇之願被申出候処、被成御免候ニ付今日出立被致候事」

「六月廿二日〓今日者四ツ時分より室町天照江児玉氏同道ニ而致参詣、九ツ時分罷帰り候処、勢揃有之□□〔我々カ〕共ニ者些後馳ニ走参、夫

より岡崎之様御張出ニ而調練有之、備後様ニも御備ニ御入被成候、我々ニ者大砲備相勤候処、（後略）」

「六月廿五日〓今日図書様為御番児玉氏、星原氏、拙者御花畠江差越、相勤候事」

「六月廿七日〓今日長州勢伏見辺江上着之由候処、天龍寺之様式百人計行軍ニ押太鼓、赤旗ヲ押立候て越風聴ニ而候処、当御屋敷ニも依宜儀者御張出之有賦ニ而甲冑着込等相帯申居候得共、御張出迄ハ無之候、尤今日より御門留相成候事」

○長州が軍勢を率いて伏見に到着し、天竜寺へ布陣したとの知らせが入る。薩摩藩邸では甲冑を着込み、準備をしていたが出勤するまではなかったようだ。この日より、乾門を常時警衛することとなった。

「七月七日〓今日西御門御番として児玉氏、有馬氏、拙者差越相勤候、尤此方勤前人数割之儀者式人ニ而候得共、大口差支之由、依相談ニ壱人相重ミ候事」

「七月十二日〓今日乾御門番として入来氏、谷山氏、児玉氏、拙者越相勤候、尤入来ニ者七ツ時分より植村江交代被致被引取候事」

「七月十四日〓今日御国許より被遣御人数追々着京有之候事」

○国元より新たに兵が派遣され、着京したとの記載である。小松帯刀は長州の軍勢が入京すること、六月二十七日在藩の家老に国元からの兵の増派を求めていた。<sup>36</sup> それに応えた薩摩藩庁は早速武器火薬の手配をし、兵士四五〇人とともに蒸気船三隻に搭載し、七月十日に鹿兒島を出港させている。<sup>37</sup>

「七月十八日〓今朝六ツ半時分錦御屋敷之様隈之城衆へ為見廻差越申候  
処、柏木伊兵衛殿、堀之内直右衛門殿其外多人數被罷居候、暫ク咄払い  
たし候而罷歸り候、左候而七ツ時分長藩征伐之御模様有之、鉄砲御拝借  
之人々ニ者拝借被致候、拙者ニ者自筒ニ而相勤度故其儀ニ不能候、夜入  
り五ツ時分より用意いたし居候而七ツ時分調練場江諸組相集り明六ツ時  
御張出ニ而一番繰出、町田孫一郎殿組乾御門之様出陣いたし、御賦付通  
り串木野・市来之儀者近衛様御方御警衛として御門前へ罷居候、大口、  
帖佐尹宮様御方、曾於郡、国府、常陸宮様御方

○入京を図る長州藩兵への討伐命令の知らせが入り、戦鬪に向けての準備を行つてゐる。鉄砲を借りる藩士もいたが、野元は持参の鉄砲を使用したいとのことで藩が準備した鉄砲を借りなかつた。午後八時頃準備を始め、午前四時頃調練場に集まり、午前六時ごろに出陣している。野元が所属する組の物主町田孫一郎隊は乾門へ出陣し、串木野衆、市来衆は近衛邸の警衛として近衛邸前に待機している。大口衆、帖佐衆は尹宮邸へ、曾於衆、国分衆は常陸宮邸へ警衛に向かつてゐる。

「七月十九日〓嵐山辺本龍寺江之先駈阿久根大砲與壱組、夫より次第ニ出陣之処、嵐山之朝敵不意ニ押寄、六ツ半時分より日野家内より砲発いたし、夫より敵身方浄戦相及候、然処嵐山辺江之寄手も追々馳集り陣場ヲ堅メ、又者烏丸辺室町辺江急応として被差越候事」

一戦死 隈之城物主壱人并ニ戦兵壱人

一同 阿久根江壱人

一同 御城下物見壱人

一同日四ツ時分朝敵共惣崩ニ相成、退散いたし候事

一鷹司様焼失、夫より次第ニ火ヲ掛候形ニ相見得、三日ニ夜焼亡いたし候

○禁門の変の記述である。各組ごとに派遣場所が異なっていたようである。長州勢が嵐山から押し寄せ、日野家に進入し、発砲したとの記述がある、戦鬪は一日で集結し、鷹司邸にたてもつた長州勢により火がかげられ、町全体に延焼した。

薩摩藩の活躍は「当日長軍勇猛ニシテ薩軍ナカリセバ、鳳闕ノ危キハ皇卵ノ如ク、雲上及ヒ公卿方モ会兵ヲ第一ノ勇猛ト予テ頼ミ 思召サレシニ、薩兵ハ之ニ十倍セシト賞シ玉ヘリ」と、薩摩藩がいなくては勝利は危うく、一番に頼りにしていた会津藩の十倍の活躍であつたと激賞されたとある。

「七月廿日〓昨晚より近衛様御玄関江相詰居候処、今日御参内ニ付奉警衛之御門北脇江相控候事」

「七月廿三日〓（前略）八ツ時分御目見被仰付、直ニ御前江被召出、太儀之勞ヲ被為御謝、其方杯警衛致呉候ニ付御自分様ニも後安堵之御沙汰被為在、尚又向後警衛方厚ク頼入との御沙汰謹而奉拝聴候、左候而壱人へも御前近く被為召、ノシ昆布御直ニ被成下、頂戴仕候、誠ニ以恐多次第ニ候、左候而直ニ御参内被為在奉警衛候、七ツ時分御帰殿被為在候、夜入候而御酒肴并ニ鯉之味噌焚被成下種々難有奉頂戴候事」

○この日、近衛忠房から警衛の者たちへ直接労いの言葉がかけられた。近衛自身の近くまで召し出され、戦勝を祝す、のし昆布を拝領している。その後再び参内する近衛を護衛している。帰邸後は酒や鯉の味噌煮を拝領した。

「七月廿四日〓今日辰刻御参内、午刻御還行、同酉上刻御参内、御泊りニ付御供返り」

「七月廿五日〓今朝六ツ時御供揃ニ而御迎として差越候処、四ツ時分被為御還行候、左候而七ツ時分御酒肴并ニ西瓜杯過分被成下難有頂戴いたし候事」

「七月廿六日〓（前略）今日巳刻御参内、七ツ申御帰殿、又々夜入戌刻御参殿御泊り供返り之事」

「七月廿七日〓今日者巳刻御迎として差越候処、一向御次無之故、日野西家江暫ク休息いたし候処、七ツ時分御帰殿、夫拙者ニ者菓湯入として差越、日入前御玄関之様罷帰候処、又々近日も御酒肴等被成下頂戴仕候事」

「七月廿八日〓今日者申刻御参内、戌上刻御帰殿被為在候事」

「七月廿九日〓今日未刻時分御参内、申下刻御還行、夫より御参内無之夕方御酒肴被成下頂戴いたし候事」

「七月晦日〓今日者午刻時分前関白様当御殿へ被為入、未下刻時分被為在御還行候、内大臣様ニ者御参内不被為候事」

○七月二十四日から連日、近衛忠房の参内の警護を行っている。

「八月朔日〓今日午刻半御参 朝、申下刻時分御帰殿、御対面被仰付御前江罷出候処、残暑強々儀此迄太儀既ニ静謐ニ相成向ニ候間、御守衛の儀も今日迄ニ被免、又物騒之節者御守衛頼入との被為有御沙汰候、左候而銘々名前被聞召上候上静謐被成下難有奉頂戴還座仕居候処、御自録伊丹酒ニ樽并ニ御書附奉頂戴候趣左之通、

去ル十八日以来御守衛精勤連日御安心ニ而御参朝被遊、厚御満足ニ思召

候、近日静謐ニ趣候間一先御守衛被免、猶又深御依頼被遊候事

○この日近衛忠房から警衛の藩士たちへ、これまでの警衛大儀であり、平穩になつてきたので近衛邸の警備を免じ、又物騒な時は警衛を頼むと伝えられた。野元らが近衛家から戻ったところ、伊丹の酒と前年の八月十八日の政変後、情勢が安定したので警衛を免ずとの書付を拝領した。

次に禁門の変での諸藩の御所警衛を賞する勅書が添えられている。

「勅書写

一去ル十九日禁闕被下不容易格願之処、各藩兵士等忽出張粉骨碎身、抛一命、遂防戦、速及鎮静之条、忠勤叡賞不斜候、殊其後数日終夜御守衛相勤殘熟之砌、別而苦勞 思召旨御沙汰候事

七月

右之通御所より被仰出候事」

「八月四日〓今日者乾御門番として組中都而差越候、然処兎玉氏、植村氏、星原氏、有馬氏、拙者五人之儀者明五日石山殿御番として差越賦候ニ付、昼時分より当所引取候事」

「八月五日〓今朝六ツ時分出立ニ而岩倉之石山殿方御番として昨日之人數賦通同道ニ而差越候、尤十一面之観音社有之、狂氣之者数多相見得居候、其訳者右観音江祈願候得者、病氣快氣いたし哉ニ承候、且又万里小路中納言藤房卿之塚有」

○八月五日は羽林家の一つ、石山家の警備を行っている。

「八月八日〓今晚御屋敷夜廻番として二番稽古所江相詰候事」

「八月九日〓今日乾御門御番として相勤候事」

「八月十日〓今日者平松殿警固として吉武彦十郎殿、植村氏、有馬氏、星原氏、拙者差越、水引衆江交代いたし相勤候事」

「八月十一日〓今朝樋脇衆へ交代いたし罷帰候、(後略)」

「八月十九日〓今日者乾御門番として下拙外ニ五人差越相勤候事」

「八月廿日〓今朝乾御門番樋脇衆致交代引取候」

〇八月初めから乾門、藩邸、名家の平松家の警備を行っている。

「八月廿一日〓今日伊地知殿より御用有之、金丸氏と差越候処、我々共一組道正庵之様宿移可致旨被仰渡ニ付、宿見賦方として什長衆被差越候処、座敷内手狭ニ而都而之人数引移かたし候処被申出候処、其儀ニ候ハ、半組三組可引直旨相達候ニ付、七ツ時分我々共并ニ大口之人数引移候処、今壹組者手狭故引移□□乍漸ニて転宿いたし候事」

〇伊地知正治からの呼び出しがあり、野元の所属する組の一部は道正庵へ移るよう達しがあった。禁門の変の前に国元から増派の兵も着京したためか、転宿することとなった。

「八月廿四日〓今日者又々御花畠之様直移候様伊地知殿より承達被致候由ニ而土橋氏被参相達候ニ付、乍不肖も転宿いたし候処、殊之外結構成御座敷ニ而在付宜候事」

〇すでに二十一日に転宿したが、再度御花畠へ移るよう伊地知から達しがあり、不本意ながら転宿したものの、思いの外よい環境だったようである。

「八月廿八日〓今日者乾御門番として相勤候処、布屋等御取除ニ為相成

由ニ而番所壹ヶ所ニ而者四拾人余之人数ニ而中々手狭ニ有之、難罷居候故、各申談壹郷より三人つ、暮時分引取相成候事」

〇乾門番に向かったところ、番所一か所に四〇人余りも詰めており、手狭になったので、一郷から三人、暮時分には引き取ったとある。

「九月三日〓今朝五ツ時揃ニ而於岡崎調練ニ付、下拙にも出会いたし候処、五ツ時分首尾能相済候、尤備後様ニも御出会有之候事」

「九月十日今日者朝□間於御屋敷調練稽古方として出会いたし候事」

「九月十三日〓今日者於岡崎調練稽古として朝六ツ時差越候処、水引衆、隈之城衆、河辺衆、阿久根衆、寄合郷御軍役奉行田代壮次郎殿被差越、四ツ時分相済、罷帰候事」

「九月十五日〓今日者於岡崎ニ的打式日ニ而差越候処、阿久根衆組合ニ而八ツ時分より相始り、早晚之通双方より壹兩人ツ、立合的打之処、八ツ半時分相済候処、此方勝ニ相成、首尾能罷帰候事、尤江戸飛脚帰国ニ付書状壹通相認頼遣候事」

〇九月は三日から岡崎藩邸で調練が行われており、十五日には射撃競争があり、阿久根衆と対戦し申木野衆が勝ったとある。

「九月廿三日〓今日者五ツ時分より岡崎御屋敷土手筑御加勢として差越候処、御側御用人衆ヲ初、皆々持籠を持方ニ而涯々敷次第二候、左候而八ツ半時分御暇ニ而帰旅いたし候事」

〇この日、岡崎藩邸の土手築造の工事に参加している。

「九月廿六日〓今日者相国寺御門上番として入来氏、児玉氏、拙者差越

相勤、尤差掛道正庵近隣塗物師所へ立寄、飯入籠塗方相頼置候事」

「九月廿七日〓今朝相国寺御門上番、樋脇衆江致交代引取候事」

「十月三日〓今日者四ツ時分より諸與一流御式之様差越、御国許より先達而長賊追返し候儀ニ付御書付拜見いたし九ツ時分帰旅いたし候事

「十月四日〓今日者五ツ時分より岡崎御屋敷江土手普請として皆々差越暫者見〓居候得共御城下衆ニも老人も出張無之、勿論雨降出候故、空引歸し候事、然処尹ノ宮様より諸與江御酒御肴折一與に付酒壺斗代百疋ツ、為成下由ニ而難有頂戴いたし候事」

〇九月下旬には相国寺の警備を行い、十月三日には国元からの禁門の変で長州勢を破った事に関する書付を見る。また、同四日には岡崎藩邸の土手工事に向かったが、城下士は一人も来ておらず、雨も降り出したので引き取っている。

「十月十日〓今日者阿久根、出水、高岡、穆佐、綾寄合組隈之城岡崎於射切的調練として出会いたし候処、隈之城与與合候処、隈之城申か拾式此方拾壺、一ツ負ニ而乍残念ながらも八ツ時分帰旅いたし候事」

〇この日岡崎藩邸で、串木野衆が所屬している組が隈之城衆と射撃競争を行い、一点の差で敗れた。

「十月十二日〓今日肝付仲之丞殿病氣御暇ニ而出立ニ付門送りとして三条東洞院江早目ニ差越相待居候処、四ツ半時分被參暇乞いたし、(後略)」

「十月十三日〓今日者岡崎江調練稽古として朝五ツ時より出会いたし候処、八ツ半時分帰旅いたし候事」

「十月十四日〓今日者四ツ時分より谷山氏、轟木氏、拙者同道いたし、

六角通扇子屋江差越、土産用として扇子九百文〓の〓袋式拾五買入、夫より四条繩手様差越、炭屋儀兵衛所江立寄、兜壺具買入、七ツ半時分帰旅いたし候事」

〇この日野元は土産を購入しており、帰国する予定が伺える。

「十月十五日〓(前略) 夫より三条繩手之様差越、刀鞘袋壺ツツ買入、夫より帰り掛り拙者ニ者四条通丸さ紋七方江立寄、兜之緒調方相頼置暮時分帰旅いたし候事」

「十月十六日〓今日者児玉氏、谷山氏、拙者南御門御番として差越候、左候而八ツ時分一刻相頼置、三条繩手炭屋儀兵衛所へ差越すね当一具調方を〓〔頼カ〕置候、尤手銀として金式歩相渡置直ニ罷歸候事」

「十月十七日〓今朝五ツ時分樋脇衆江致交代引取候、夫より鉄砲玉作り方ニ而八ツ時分迄相済候事」

「十月十九日〓今日者ハトロ江んしよふ込方ニ而百八拾程八ツ時分迄相済玉葉ハ荒田彦五郎殿方江差出置候事」

〇十月十七日には、南御門の警備後、鉄砲玉を作り、十九日には、ハترون煙硝込方を行っている。銃弾と火薬を同時に包む紙製薬包を百八十個ほど作ったとある。

「十月廿一日〓今日者轟木氏、拙者同道ニ而四条下り寺町具足師所江差越、小手壺具買入七ツ時分帰旅いたし候事」

「十月廿二日〓今日者四ツ時分より寺町通金具師所江差越候而兜前立物三日月ニ鏡ニ而調方相頼置候、夫より三条繩手炭屋儀兵衛所江差越候処、小手出来いたし居候ニ付代料壺両相払持帰り候事」

○十月十五日からは刀鞘袋、籠手等を購入し、また兜の緒や前立の修繕のため京都の各店に出向いている。

「十月廿三日」今日者岡崎ニ而一陣調ニ付参会いたし、八ツ時分相済帰旅いたし候事」

「十月廿五日」(前略)金子八両貳分壹朱と貳百三拾五文

右老行京都より御国許迄中急キ御賦料として頂戴いたし候事」

○十月二十五日の記述には、京都から国元まで急ぎの旅費が支給された。ここで日記が終わっており、野元は警護の任を終え、この後帰国したようである。

### おわりに

以上、『上京日記』により、文久三年から元治元年にかけての薩摩藩による京都警衛の状況を概観した。このころは、京都では政治的主導権をめぐり、孝明天皇、幕府、一会桑勢力、参与諸侯のさまざまな思惑が交錯した時期であった。文久二年三月の久光の率兵上京以来、寺田屋事件を鎮撫したことにより孝明天皇の信頼を得、無位無官で陪臣の久光が滞京を許されたことにより、同時に藩兵駐留の名目も得ることとなる。それより薩摩藩は藩士を滞京させ京都警衛を行った。姉小路公知の殺害事件後は、一時乾門の守衛を外されたが、八月十八日の政変後に御所警衛に復帰、文久四年正月に久光が従四位下左近衛少将の官位を受け、同時に参与に任命された。それにより久光は参与として会議に参加するも、長州処分を巡っては朝廷、幕府ともに因循で、久光は長州との衝突を懸

念し京都と国元で藩士の訓練を命令した。

また文久三年から元治元年にかけて長州藩士の入京や長州に荷担する公卿からの襲撃を恐れた近衛家の求めにより近衛家、中川宮等の身辺警護も担い、警衛の藩士と近衛父子の直接の面会の機会もあった。さらに薩摩藩は御所の北隣に広大な二本松藩邸、次いで岡崎藩邸を造営し、国元と連動して長州との衝突を念頭に置いた実弾射撃や砲撃を含む軍事演習を行った。

文久・元治期において薩摩藩の軍事力の意識は攘夷過激派と、生麦事件後はイギリスに向けられていた。しかし薩英戦争の和平交渉が進み、八月十八日の政変後は徐々に長州藩を意識したものに変わった。参与体制解体後は幕府とは距離を置き、御所警衛のみに専念し、禁門の変では長州藩を相手にその軍事力が発揮された。やがて慶応期になり、軍艦や新式銃を購入し、藩内の軍制改革をすすめ、薩摩藩の軍事力は最終的に旧幕府勢力を意識したものに変わっていくことになった。

このように久光上京の度の軍事動員や、御所警護の人員交代、兵士の増派、物資の輸送を担う家人や雇った輜重兵など多人数の兵の輸送、武器・弾薬・兵糧など物資の運搬を蒸気船を用いて京都に短期間で動員・輸送できたことは薩摩藩の京都における軍事的優位性を保ち、のちの慶応期に薩摩藩が政局の主導権を握るにあたり重要な位置を占める要因となったといえる。

### 註

(1) 『玉里島津家史料』十、芳即正氏解題

(2) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館、二〇〇四年、一〇四頁)

一二七頁) および町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』(岩田書院、二〇一〇年、一九三頁～一九四ページ)

(3) 久光自身の日記として「久光公上京日録」上下(『玉里島津家史料』二所収)がある。

(4) 『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』(岩田書院、二〇一〇年、一九一頁～二二二頁)

(5) 『玉里島津家史料』二、第六六七号

(6) 『幕末政治と薩摩藩』(二二二頁)ならびに『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』(二二三頁～二三四頁)より、幕末の政治的志向は単に「尊皇攘夷派」、「公武合体派」に二分されるのではなく、その考え方は多様であった。例えば、鳥取藩主池田慶徳、岡山藩主池田茂政らは即今破約攘夷においては三条実美らと同一志向であったが、大和行幸には断固として反対であり、天皇親政は念頭にはなかった。また、長州藩に同情を寄せる廷臣も存在していた。

(7) この頃の外城郷士の日記・記録として、文久三年三月四日に上京の命を受け八月十八日の政変に出動した伊集院郷士『有馬文蔵高治日記』(『伊集院郷士誌』第一部、二二六頁)、高岡郷士『長野祐之京日記』(『高岡町史』上巻、五一頁)がある。また、本稿と同じ文久三年九月発売した、大口郷士『愛甲静遊日記』(『大口市誌資料第五集』)、出水郷士『二階堂八兵衛の『滞京日記』(『出水郷士軍団の足あと―従軍郷士の日記より―』一五頁～三五頁)、阿久根隊士の記録(『阿久根市誌』四九五頁～五〇四頁)がある。さらに、禁門の変に参加した郷士の日記・記録として霧島田口の椎原八郎右衛門の『萬日記』(霧島町郷士誌、二五七頁～二六四頁)、高岡郷士による高岡隊記(『高岡町史』上巻、五一五頁～五三四頁)、

禁門の変直前に鹿兒島から派遣された出水郷士税所篤明の「税所篤明日記」(『出水郷士誌』上巻、八二二頁)がある。

(8) 「久光公上京日録」(九月十二日～二十七日条)より、野元ら先遣隊とは違い、久光は西目筋を行き川尻から阿蘇を超えて豊後鶴崎、佐賀関へ向かう。下関を避けたのは政変で対立した長州藩の攻撃を避けるためであった。

(9) 『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』二四七頁

(10) 『忠義公史料』二、第五二二号、第五六七号

(11) 『玉里島津家史料』二、第六七〇号、第六七六号

(12) 「久光公上京日録」(十月三日条)

(13) 『玉里島津家史料補遺』二、第二八号)

(14) 『忠義公史料』二、第五六七号、『玉里島津家史料』二、第六七六号

(15) 林匡「近世島津氏の縁組―重豪以前―」(黎明館企画特別展図録『島津重豪―薩摩を変えた博物大名―』所収、二〇一三年)および、「島津氏の縁組―重豪・斉興を中心に―」(『黎明館調査研究報告第26集』所収)

(16) 『昭徳院実記』(五月二十一日条)

(17) 『癸亥秘記』(五月条)

(18) 『忠義公史料』二、第三五七号

(19) 『玉里島津家資料』二、第六五六号、六五七号、六五八号、六五九号、六六〇号

(20) 『玉里島津家史料』三、第九五〇号

(21) 「久光公上京日録」(十一月十八日条)

(22) 『玉里島津家史料』三、第九五三号

(23) 『忠義公史料』三、第二〇九号、文久四年(二月二十日に元治に改元)

二月十二日には、加徳丸事件（薩摩の豪商浜崎太平次の貿易船が大坂からの帰国の途中周防の別府浦に停泊中、船頭大谷仲之進らが長州義勇隊士に殺害され大坂でさらし首となり、船も焼却されるという事件）も起こっていた。

- (24) 文久四年二月九日島津忠義宛久光書状（『玉里島津家資料』補遺二、「島津久光書簡」第三六号）
- (25) 『玉里島津家史料』三、第九六一号
- (26) 島津忠義宛久光書状、文久四年正月二十五日、二月九日、三月十一日付（『玉里島津家資料』補遺二、島津久光書簡第三四号、第三六号、第三七号）
- (27) 「久光公上京日録」（四月三日、八日条）
- (28) 「維新史料綱要」四、五
- (29) 『忠義公史料』三、第二七一号
- (30) 『忠義公史料』三、第三〇七号
- (31) 『忠義公史料』三、第三〇六号
- (32) 『忠義公史料』三、第三〇一号
- (33) 『忠義公史料』三、第三〇八号
- (34) 『玉里島津家史料』三、第一〇四二号
- (35) 『忠義公史料』三、第三一八号
- (36) 『玉里島津家史料』三、第一〇六六号
- (37) 『忠義公史料』三、第三四八号
- (38) 『忠義公史料』三、第三六五号

（まちだだけし 本館主事）